

八雲町地域防災計画改定及び
業務継続計画等策定業務委託

仕様書

令和8年6月

八 雲 町

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、八雲町（以下「発注者」という。）が実施する「八雲町地域防災計画改定及び業務継続計画等策定業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 目的

本業務は、令和6年能登半島地震の教訓や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策、及び災害対策基本法や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等の法令改正、国の防災基本計画、北海道地域防災計画等の最新動向に的確に対応し、本町の防災体制を抜本的に強化することを目的とする。

併せて、八雲町役場庁舎建設工事（令和10年度予定）及び役場機能の移転（令和13年度予定）を見据え、新庁舎を防災拠点とした実効性のある防災・業務継続体制を構築する。

具体的には「定量的弱部分析」を根拠とし、日本版 NIMS/ICS（現場指揮システム）及び WBS（作業分解構成図）手法を導入することで発災直後の混乱期における指揮命令系統の明確化及び災害対応業務の標準化・階層化を図る。

これにより、全職員が「いつ、誰が、何をするか」を即座に判断・実行できる計画群を一体的に策定する。さらに、地域防災計画内に「復興事前準備指針」を盛り込み、被災後の「より良い復興（Build Back Better）」に向けた土地利用方針やビジョン等の指針を平時から確立する。

第3条 履行期間

契約締結の日から令和11年2月末日までとする。

※本業務は計画間の整合性と継続性を確保するため、令和8年度から令和10年度までの3か年一括での委託契約とする。

第4条 業務対象区域

本業務における業務対象区域は八雲町全域とする。

第5条 業務遂行体制及び役割分担

本業務は、発注者、受注者、及び発注者が別途連携協定を締結している関係研究機関（以下「学術アドバイザー」という。）の連携により実施する。

各主体の役割分担は以下のとおりとする。

(1) 発注者の役割

本業務全体の総括管理、最終的な意思決定、学術アドバイザーとの包括的な連絡調整、及び本町内部における実務データの収集・入力管理を担う。

(2) 受注者の役割

計画策定業務の実務主体として以下の業務を担う。

- ア. 学術アドバイザーが構築・提示する手法（定量的弱部分分析等）に基づき、本町の地域特性に応じた評価分析を実施し、被害シナリオ等として可視化すること。
- イ. 分析結果を日本版 NIMS/ICS 及び WBS（作業分解構成図）手法に基づき、行政実務（計画書、部署別受援シート等）へ実装・文書化する。
- ウ. 事務局業務（工程管理、資料作成、記録）、及び会議・ワークショップの企画・運営支援をする。
- エ. 学術アドバイザーが提供する高度な知見を住民や職員が理解しやすい形式に翻訳・図示化する。

(3) 学術アドバイザーの役割

発注者との連携協定に基づき、専門的・学術的な助言（災害リスク評価の方向性、計画内容の妥当性の検証等）、及び定量的弱部分分析手法の構築に関する助言を行う。

なお、学術アドバイザーは本業務の契約当事者ではなく受注者に対する直接の指揮命令権は有しない。

第6条 関係研究機関との連携及び履行上の免責等

本業務における学術アドバイザー（関係研究機関）との連携及びそれに付随する履行管理について、以下のとおりとする。

(1) 法的地位の明確化

学術アドバイザーは、発注者との別途包括連携協定等に基づき助言を行う者であり本業務の契約当事者ではない。従って、受注者に対する直接の指揮命令権を有さず、受注者も学術アドバイザーに対し直接の業務指示を行うことはできない。

(2) 情報伝達の経路

受注者は、発注者を通じて提供される学術アドバイザーの助言等を本業務に活用するものとする。助言内容の最終的な採否は発注者が決定し、受注者はその決定に従い成果品を作成する。

(3) 履行遅延等の免責規定

学術アドバイザーからの分析手法等の提供遅延、又は助言内容の根本的な変更等により、本仕様書に定める履行期間や工程に重大な影響が生じるおそれがある場合、受注者は速やかに発注者と協議するものとする。

この場合、発注者と受注者は誠実に協議し、工程の調整や代替手法の採用等、受注者の責によらない遅延に対する必要な措置を講ずるものとする。

(4) 費用負担の区分

- ア. 学術アドバイザーが行う研究・分析に係る直接的な費用（関係研究機関への委託料・謝金等）は、本業務には含まない。
- イ. 学術アドバイザーから提供されたデータの清書、編集、図示化、及び三者協議等の運営に係る費用は、受注者の業務範囲に含めるものとする。

ウ. 学術アドバイザー等の現地調査（フィールドワーク）等に受注者が同行する場合の旅費等は受注者の負担とする。ただし、学術アドバイザー自身の旅費等本業務の対象外とする。

第7条 準拠する法令等

本業務の実施については、本仕様書に定めるもののほか、次に掲げる法令等に準拠して、実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
- (5) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）
- (6) 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）
- (7) 防災基本計画（中央防災会議）
- (8) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（中央防災会議）
- (9) 北海道地域防災計画
- (10) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定（令和4年公表）・日本海沿岸の地震・津波被害想定（令和7年公表）
- (11) 八雲町地域防災計画
- (12) 国が示す各種ガイドライン（避難情報、避難所運営、男女共同参画、業務継続事前復興、受援等）
- (13) 八雲町個人情報保護に関する法律施行条例及び施行規則等
- (14) その他関係法令及び通達等

第8条 提出書類

受注者は、契約締結後速やかに下記の書類を発注者に提出し、発注者の承認後本業務に着手するものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 工程表
- (4) 管理技術者届及び経歴書
- (5) 照査技術者届及び経歴書
- (6) 担当技術者届及び経歴書
- (7) その他、発注者が必要と認める書類

第9条 技術者の配置

受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、防災事業及び空間情報に精通した実務経験豊かな管理技術者、照査技術者、担当技術者を配置するものとする。なお、管理技術者と照査技術者の兼任は認めない。

また、本業務に従事する技術者は、下記のいずれかの資格を保有し受注者（会社）との直接雇用の関係でなければならない。

(1)管理技術者

技術士（総合技術監理部門）

技術士（建設部門：都市及び地方計画）

技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）

(2)照査技術者

技術士（総合技術監理部門）

技術士（建設部門：都市及び地方計画）

技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）

(3)担当技術者（2名以上）

地方公共団体における地域防災計画、業務継続計画、応援・受援計画、いずれかの計画を策定又は改定業務を完了させた実績を有する技術者を配置する。

第10条 損害賠償

本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、受注者の責任において解決するとともに、その顛末を迅速に発注者に報告するものとする。

第11条 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行により知り得た情報を発注者の承認を得ずに第三者に漏らしてはならないものとする。また、本業務の完了後においても同様とする。

第12条 個人情報保護

本業務の遂行にあたって受託者は、本業務に係る個人情報の漏洩、紛失又は改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のため、適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し業務を進めなければならない。

第13条 成果品の帰属

本業務の成果品及びデータは、発注者に帰属するものとし受注者は許可なく使用してはならないものとする。

第14条 検査

受注者は、業務完了後に発注者による検査を受けるものとする。本業務は、発注者の行う検査に合格することをもって完了するが、納品後、受注者の過失又は粗漏に起

因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示に従い、受注者が責任をもって速やかに訂正するものとする。

第 15 条 貸与資料

発注者は、本業務に必要と認められる資料を受注者に貸与できるものとする。受注者は貸与された資料について責任を持って保管し、紛失、汚損等が生じないように十分注意するとともに、業務終了後に速やかに発注者に返却するものとする。

また、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

第 16 条 工程の調整及び免責

- (1) 受注者は、発注者が実施する実務データの整理状況、及び学術アドバイザーによる分析手法の構築状況を適切に把握し、業務全体の進捗管理を行うものとする。
- (2) 発注者の意思決定の遅延、又は学術アドバイザーからの分析手法・データの提供遅延、若しくは学術的監査工程の停滞等により、全体の工程に支障が生じる恐れがある場合は、発注者及び受注者は双方協議のうえ、履行期間の変更を含めスケジュールを柔軟に調整できるものとする。
- (3) 受注者は、前項の遅延が予見される場合、速やかにその影響範囲を特定し、工程の前後入れ替えや代替手法の検討等、影響を最小化するための対策案を発注者に提示し、承認を得るものとする。
- (4) 学術アドバイザーの作業状況等、受注者の責によらない理由により、履行期間内の完了が困難となった場合、受注者は発注者に対して履行期間の延長を請求できるものとし、発注者は合理的な理由がある場合にはこれに応じるものとする。

第 17 条 疑義

本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに発注者、受注者が協議のうえ、本業務を遂行するものとする。

第 2 章 業務概要

第 18 条 業務概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。なお、各項目における実務（資料作成、分析実施、調整支援等）の主体は受注者とし、学術アドバイザーが提供する知見及び分析手法を最大限活用して実施するものとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集・整理及びリスク評価・ボトルネック分析の実施
- (3) 八雲町地域防災計画（本編、資料編、復興事前準備指針）の改定
- (4) 八雲町業務継続計画（BCP）の策定及び実働型ツールの作成
（災害対応に係る主要部署の実働型ツールの 3 程度のサンプル作成）

- (5) 八雲町災害時受援・応援計画の策定及び受援体制の具体化
- (6) 防災会議運営支援
- (7) パブリックコメントの実施支援
- (8) 業務報告書の作成
- (9) 打合せ協議（オンライン打合せを妨げない）
- (10) 庁内照会・説明会・ワークショップの運営支援

第 19 条 計画準備

受注者は、本業務の内容について作業方法や工程計画を詳細に検討し、業務実施計画書を作成するとともに、発注者との合意を図るものとする。

第 20 条 資料収集・整理

令和 6 年に発生した能登半島地震をはじめとした近年の大規模災害に係る教訓等の情報を収集整理するとともに、国や北海道における災害に対する上位計画及び発注者の既往計画等について把握するものとする。本業務遂行に必要な資料を収集するとともに、関連法令、北海道や発注者の防災関連計画を参照し、地域防災計画の改定、業務継続計画及び災害時受援・応援計画の策定にあたり必要な資料を収集・整理する。

第 21 条 八雲町地域防災計画（本編、資料編）の改定

前回の地域防災計画改定以降、関係法令等の改正を踏まえ、見直すべき事項を把握するとともに、計画の改定方針を検討するものとする。

特に、以下の事項を踏まえた計画案となるよう留意するものとする。

(1) 「定量的弱部分分析」の実装

発注者が別途提示する学術アドバイザーの構築した分析手法に基づき、受注者が本町の地域特性（人口動態、医療資源、輸送網等）に応じた評価分析を実施すること。その結果を科学的根拠（エビデンス）として、被害想定精緻化及び地域の弱部（ボトルネック）を解消するための具体的な事前防災施策を計画に反映させるものとする。

(2) 日本版 NIMS/ICS（現場指揮システム）の導入

災害対策本部の組織を機能別組織（実行、計画、後方支援等）へ再編し、情報の標準化（EEI：災害対応基本共有情報）を図るための危機管理体制の見直しを行う。

(3) 新庁舎建設に伴う反映

八雲町役場庁舎建設（令和 10 年度～）に伴う組織改編、事務分掌、情報伝達系統の見直し、及び避難所の再配置や備蓄計画（地震防災緊急事業五箇年計画等）への反映を検討する。

(4) 「復興事前準備指針」の策定

地域防災計画内に独立した章として「復興事前準備指針」を設け、将来ビジョンの骨子、及び基本指針を策定する。本業務には他の既存計画等との整合を図る。

(5) 男女共同参画及び避難行動要支援者対策の強化

内閣府の最新ガイドラインに基づき、避難所運営における女性の参画推進、男女のニーズの違いに配慮した運営体制、及び避難行動要支援者への個別避難計画の活用方法を盛り込むものとする。

第 22 条 八雲町業務継続計画（本編、資料編）の策定

受注者は、学術アドバイザーが提示する「定量的弱部分析」の手法及び学術的知見に基づき、想定される各リソース（人員、庁舎、電力、通信等）の被害・制約状況について、本町の地域特性に応じた評価分析を実施する。その結果を踏まえ、内閣府「地方公共団体の業務継続の手引き」に定める重要 6 要素（代行順位、代替庁舎、電力、通信、データ、優先業務）を網羅した実効性のある計画を策定する。

- (1) 全部署を対象とした業務影響度分析（BIA）を行い、特定された「非常時優先業務」（概ね 15～20 業務程度）を特定する。
- (2) 新庁舎建設工事期間中における、浸水区域外の「暫定代替庁舎」での本部運営手順、及び代替拠点における重要リソース（電力・通信等）の確保策を明記する。
- (3) 執務時間外の発災を想定し、人員の最適配置、及びテレワーク等の新技術活用による業務継続手法を検討する。

第 23 条 八雲町災害時受援・応援計画の策定

受注者は、大規模災害時に外部からの人的・物的応援を迅速かつ効果的に受け入れるための体制・手順を整備する。策定にあたっては内閣府等の最新ガイドラインを踏まえ、以下の事項を盛り込むものとする。

(1) 受援対象業務の選定とシート作成

第 22 条の業務継続計画策定プロセスにおいて受注者が実施した業務影響度分析（BIA）及び不足リソースの評価に基づき、受援対象業務を選定する。併せて、外部応援職員が到着後即座に実務に従事できるよう、WBS（作業分解構成図）手法と連動した「部署別受援シート」を受注者が作成する。

(2) 物資受援体制の具体化

被災地への迅速な物資調達・輸送を実現するため、国が推進する「新物資システム（B-PLo）」と連動した具体的な操作手順・運用フローを作成する。

第 24 条 防災会議の支援

令和 8 年度から令和 10 年度の間 3 回程度（各年度 1 回程度）の開催を標準とし、受注者は資料作成支援及び議事録作成を行う。

第 25 条 パブリックコメントの実施支援

受注者は、地域防災計画の改定等に係るパブリックコメントの実施を支援し、意見に対する回答案の作成を行う。また、パブリックコメントの結果を整理し、対応方針を検討する。

第 26 条 業務報告書作成

受注者は、本業務にて作成した資料を整理し、検討経緯がわかるよう本作業の内容を業務報告書として取りまとめる。

第 27 条 打合せ協議

打合せ協議は、オンライン形式等により適宜実施するものとし、対面での協議は各年度の重要局面（年 1 回程度）の進捗により適宜調整するものとする。

前述のほか、学術アドバイザーが提示する分析手法と行政実務の整合を図るため、発注者、受注者及び学術アドバイザーによる三者協議を適宜開催するものとする。

なお、本業務の円滑な進捗を図るため、受注者は必要に応じて、メール等により発注者と密接に連携しつつ、本業務を遂行するものとする。受注者は打合せ後、記録を作成し発注者の承認を得るものとする。

第 28 条 庁内照会・説明会の運営支援

受注者は、計画の策定に際して、関係部局への照会、調整、及び職員説明会用資料の作成支援を行う。

第 3 章 業務工程

第 29 条 令和 8 年度業務（令和 8 年度業務：現状分析・リスク特定）

最新の科学的知見に基づき地域の弱部（ボトルネック）を特定するとともに、直近の「北海道地域防災計画」等との整合を図り、実働型計画の基礎を構築する。

(1) 計画準備・資料収集

国、北海道の最新指針及び新庁舎建設計画等の整理を行う。特に、学術アドバイザーが構築する分析手法の実装に必要となる本町の基礎データを収集・整理する。

(2) 「定量的弱部分析」に基づく評価分析の実施

学術アドバイザーが提示する手法に基づき、受注者が本町の地域特性に応じた評価分析（救急・物資・避難等のボトルネック分析）を実施し可視化すること。なお、令和 8 年 2 月修正の北海道地域防災計画における最新の被害想定を基準データとして反映させるものとする。

(3) 業務影響度分析（BIA）及び優先業務の特定

日本版 NIMS/ICS の概念に基づき、全庁の業務洗い出しと機能別組織への割り当てを行い、非常時優先業務を特定する。

(4) 事前復興に向けた課題整理

被災後の「より良い復興（Build Back Better）」に向け、将来ビジョンの骨子及び基本指針を策定する。本業務には他の既存計画等との整合を図る。

(5) 地域防災計画の時点修正

令和8年2月の北海道地域防災計画修正内容、及び新防災気象情報への対応等の反映を行う。

(6) 会議・ワークショップの運営支援

防災会議、住民ワークショップ等の事務局業務の運営支援を行う。住民への説明にあたっては、学術アドバイザーの高度な知見を受注者が平易な表現への翻訳及び視覚的な資料化を行って提示する。

第30条 令和9年度業務（実働体制の具体化と受援体制の整備）

前年度のリスク分析結果に基づき、各計画の実効性を高めるための具体的な手順書（ツール）を策定するとともに、新庁舎建設期間を見据えた実働体制を確立する。

(1) 地域防災計画（本編・資料編・復興事前準備指針）の策定

令和8年2月修正の「北海道地域防災計画」の最新内容を反映し、ICS（現場指揮システム）に基づく機能別組織への再編、及び事務のWBS（作業分解構成図）化を行う。また、「復興事前準備指針」として、復興ビジョン、土地利用方針、復興本部の立ち上げフロー等を整理する。

(2) 実働型BCPの作成

令和10年度からの新庁舎建設工事に伴う「暫定代替庁舎」での業務継続マニュアルの作成及び最優先業務（概ね15～20業務程度）を特定する。

(3) 災害時応援・受援体制の整備

人的受援体制を具体化するため、WBS（作業分解構成図）と連動した「部署別受援シート」を作成する。併せて、物資受入拠点（LSA）の具体的なレイアウト図、及び新物資システム（B-PLo）との連携手順を整備する。

(4) 会議・ワークショップの運営支援

ア. 防災会議、職員説明会等の事務局業務の運営支援を行う。

イ. 住民ワークショップ②：復興事前準備指針等の提示にあたっては、学術アドバイザーの専門的見解を住民が直感的に理解できるよう、受注者が視覚的な資料化（デジタルマップや図解等）を行う。

第31条 令和10年度業務（実効性の最終検証・完成）

(1) 各計画書（完成案）の最終取りまとめ

以下の計画を、「北海道地域防災計画」及び最新の国のガイドラインと完全に整合させた状態で最終納品物として取りまとめる。

- ・八雲町地域防災計画（本編・資料編・復興事前準備指針）
- ・八雲町業務継続計画（BCP）
- ・八雲町災害時受援・応援計画及び部署別受援シート

(2) 告示・パブリックコメント及び承認手続きの支援

地域防災計画の承認に係るパブリックコメントの結果を整理し、住民意見に対する回答案を作成する。学術的な内容を含む意見については、学術アドバイザーと協議のうえ、エビデンスに基づいた回答を構成し、計画の正当性を確保する。

(3) 会議・ワークショップの運営支援

ア. 防災会議、住民ワークショップ等の事務局業務の運営支援を行う。

イ. 住民ワークショップ③：最終的な復興ビジョン等の提示にあたり、学術アドバイザーの高度な知見を住民が正しく理解できるよう、受注者が平易な表現への翻訳及び視覚的な資料化を継続して行う。

第4章 成果品

第32条 成果品

本業務の成果品及び納入期日は次のとおりとする。なお、全ての図書・図面は、発注者が将来的に自ら修正・更新可能な編集用電子データ（MS-Word, Excel, Shape形式のGISデータ等）を含めて納品する。

令和8年度

(1) 八雲町地域防災計画（本編、資料編）素案（電子データ各1部）

(2) 定量的弱部分析に基づくリスク評価・ボトルネック分析結果報告書（GISデータ含む）

令和9年度

(1) 八雲町地域防災計画（復興事前準備指針を含む）中間案（電子データ各1部）

(2) 業務継続計画（BCP）中間案一式

(3) 災害時受援・応援計画素案及び部署別受援シート（WBS（作業分解構成図）連動型）一式

令和10年度

(1) 計画書（本編、資料編、復興事前準備指針、概要版）（A4判簡易製本）各50部

(2) 業務報告書（A4判簡易製本、カラー含む）1部

※学術アドバイザーによる監修・監査プロセス、及び分析手法の実装記録を含む。

(3) WBS（作業分解構成図）工程図、受援管理シート、B-PLo操作マニュアル等

(4) 住民ワークショップ、研修、記録集一式

(5) 電子データ（Word、Excel、pptx、GIS/Shape形式等）一式

納入期限

(1) 令和8年度分 令和9年2月26日（金）

(2) 令和9年度分 令和10年2月29日（火）

(3) 令和10年度分 令和11年2月28日（水）